

仕 様 書

1. 件名 希硫酸外5件

2. 納入場所 小呂島簡易水道施設

夫婦石浄水場にて検査後、小呂島簡易水道施設内薬品貯蔵庫まで運搬・搬入すること。

3. 納入期限 令和8年1月30日 まで

4. 小呂島の道路事情により、島内での運搬車両は小型車（2トン積以下）を使用すること。
（道路幅約2.5mの舗装道路で運搬距離約700m）

5. 小呂島簡易水道設備に保管している、使用済みの空缶 50 缶を回収すること。

6. 運搬方法及び保管方法については、関連法規及び規則を遵守のうえ行うこと。

7. 契約後、速やかに夫婦石浄水場担当者と納入日、運搬方法について打合せをすること。

8. 試験成績書を提出すること。

9. 薬品の運搬・搬入時は、小呂浄水場係員の立会のうえ納入すること。

10. 購 入 薬 品 表

	薬 品 名	規 格	単位	数量	サンプル 提出
1	希硫酸	70% 工業用 20kg ポリ缶入り 詳細は別添仕様書を参照	缶	10	有
2	重亜硫酸ソーダ	35% 食添用 22kg ポリ缶入り	缶	10	有
3	苛性ソーダ	25% 食品添加用 20kg ポリ缶入り	缶	10	有
4	塩酸	35% 食添用 22kg ポリ缶入り	缶	10	無
5	次亜塩素酸ソーダ	JWWA K120:2008-2 品質一級品適合 20kg ポリ缶入り 詳細は別添仕様書を参照	缶	10	有
6	精製水	ポリ缶入り 20kg	缶	10	無

※ 輸送費を含む。

問合わせ先：水道局浄水部夫婦石浄水場
担当者 ：橋口 千熙
電話番号 ：092-862-2589

希硫酸 仕様書

1. 規格

下記の（ア）、（イ）の要件を満たすもの

（ア）硫酸分（ H_2SO_4 ）が 70%以上

評価方法は JWWA K134:2005 水道用硫酸 に基づくものとする。

（イ）水道法第 5 条第 4 項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）第 1 条第 16 号別表第一における基準に適合すること。なお、最大注入率は 50mg/L とする。

評価方法は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課通知）に基づくものとする。

2. 提出物

納入業者は納入時まで下記（ア）または（イ）を夫婦石浄水場へ提出すること。

（ア）（公社）日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

① 認証登録証(納入期限まで有効であること)の写し

② 製品の試験成績表(1.規格（ア）、（イ） に適合したもの)

契約日前 1 年以内に、自社または第三者機関(水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所)で実施した成績表

（イ）上記（ア）以外の場合

① 製品の試験成績表(1.規格（ア）、（イ） に適合したもの)

契約日前 1 年以内に、第三者機関(水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所)で実施した成績表

次亜塩素酸ソーダ 仕様書

1. 規格

下記の（ア）、（イ）の要件を満たすもの

（ア）JWWA K 120:2008-2 の品質 一級で、下表に適合するもの

項目	単位	規格
有効塩素	(%)	6.0 以上
外観		淡黄色の透明液体
遊離アルカリ	(%)	2 以下
比重(20℃)		1.08 以下
塩化ナトリウム	(%)	2.0 以下
塩素酸	(mg/kg)	2,000 以下
臭素酸	(mg/kg)	25 以下

（イ）水道法第 5 条第 4 項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）第 1 条第 16 号別表第一における基準に適合すること。なお、最大注入率は 100mg/L とする。

評価方法は最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課通知）に基づくものとする。

2. 提出物

納入業者は納入時まで下記（ア）または（イ）を夫婦石浄水場へ提出すること。

（ア）（公社）日本水道協会の薬品認証登録を受けている場合

- ① 認証登録証(納入期限まで有効であること)の写し
- ② 製品の試験成績表(1.規格（ア）、（イ）に適合したもの)
契約日前 1 年以内に、自社または第三者機関(水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所)で実施した成績表
- ③ 納入する製品と同一ロットのサンプル(500g 程度を 2 本)

（イ）上記（ア）以外の場合

- ① 製品の試験成績表(1.規格（ア）、（イ）に適合したもの)
契約日前 1 年以内に、第三者機関(水道法第 20 条に基づく登録検査機関、建築物衛生法に基づく飲料水水質検査事業所、環境計量証明事業登録（濃度）事務所)で実施した成績表
- ② 納入する製品と同一ロットのサンプル(500g 程度を 2 本)